

第 21 回バドミントン競技実施要項

1. 競技種目

| | | |
|--------|---------|-------|
| シングルス | 男子シングルス | 1部・2部 |
| | 女子シングルス | 1部・2部 |
| ダブルス | 男子ダブルス | 1部・2部 |
| | 女子ダブルス | 1部・2部 |
| 混合ダブルス | | 1部・2部 |

※ただしエントリー状況により、1部、2部を統合する場合がある。

2. 競技規則

大会開催年度の(公益財団)日本バドミントン協会競技規則並びに本大会運営規定による。

3. 出場資格

- (1) 1部と2部に区別する。1部は過去の大会でベスト8以上の成績を収めた選手、または国際大会を目指す選手（ベスト9以下も可）がエントリーする。
- (2) 過去の大会において2部で2回優勝した選手は2部にエントリーすることはできない。ただし、ダブルスの場合は同一ペアで2回優勝した場合に限る。
- (3) シングルス2部にエントリーした選手が1部選手とダブルスを組む場合、その選手についてシングルスは2部、ダブルスは1部エントリーするものとする。
- (4) 出場選手について、加盟団体ごとに参加制限をしない。
- ~~(5) 同一選手は、2種目までエントリーを認める。~~
- (6) ダブルスのペアは、加盟団体内で組めない場合、大会競技実施要項規定6の(2)により、当該ブロックの他加盟団体の者と組むことができる。それでも組めない場合は、ブロック枠を越えて組むことができる。

4. 競技方法

各種目ともトーナメント方式で行う。但し、参加状況により、予選リーグ、決勝トーナメント方式及び三位決定戦で行うことがある。競技方法の決定は競技主管で行う。

5. 使用シャトル

(公益財団)日本バドミントン協会検定合格品とする。

6. 組み合わせ

- (1) 参加申込み締切り後、実行委員会において審判長立会いのもとで、代理抽選により決定する。
- (2) 男女シングルスは前回4位まで、ダブルスは混合ダブルスを除いて男女とも前回2位までをシードする。

7. 競技服装

- (1) 服装は(公益財団)日本バドミントン協会審査合格品を着用するものとする。
- (2) 選手は着衣の背部にゼッケンをつけるものとする。

| |
|---------------|
| 名 前 (都道府県) |
|---------------|

たて 18 c m

よこ 25 c m ※白地に黒字

※規定違反の場合は失格させることができる。失格と言い渡されたプレーヤーは本大会でエントリーしているすべての種目において失格となる。

8. 表彰

各種目とも、競技終了後閉会式において行う。

9. 注意事項

- (1) 選手はコールを受けた後、5分以内にコートに入ること。
- (2) 審判員の判定に対して疑問のある場合は当該プレーヤーに限り質問することを認める。ただし、抗議あるいは異議であってはならない。
- (3) 進行状況により、試合開始時間・日程及びコートの変更をすることがあるので、場内放送（掲示）に充分注意すること。
- (4) 審判員の合図について
 - ① 「アウト」は両腕を水平に広げて合図する。
 - ② 「イン」は右手でそのラインを指す。
 - ③ 「フォルト」（反則）は両手の小指を絡ませ、左手の小指から下へ切り離すようにする。
 - ④ 「レット」（無効を意味し、やり直し）は、両手の拳を縦横にくっつけて横に寝かせてから、そのまま起き上がらせて立てる。
 - ⑤ 「エンドの交代」は、両手を左右に伸ばし、それを前で交差させて示す。
- (5) プレーヤーは次の行為をしてはならない。
 - ① プレーを故意に遅らせる、または中断すること。
 - ② シャトルのスピードや飛び方を変えるために故意にシャトルに手を加えたり破損したりすること
 - ③ 見苦しい服装でプレーをしたり、審判員や観客に対して横柄な振る舞いをしたりするような、下品で無礼な態度、および選手としてのモラルをわきまえない言動。
 - ④ ラケットや体でネットなどのコート施設を叩くとか、耳障りな掛け声や叫び声を発するなど、競技規則を越えた下品行または不快な行動。
- (6) 会場内における監督コーチ席利用は参加登録に記載されている者のみ許可する。

10. 本要項の改正

- ・ 一部改正 2004年2月22日 第6回全国委員会
- ・ 一部改正 2007年7月28日 第1回本委員会
- ・ 一部改正 2010年2月7日 第3回本委員会
- ・ 一部改正 2011年2月6日 第3回本委員会
- ・ 一部改正 2012年2月5日 第3回本委員会
- ・ 一部改正 2013年2月2日 第3回本委員会